

令和5年度

栄養教諭

初任者研修の手引

長野県教育委員会

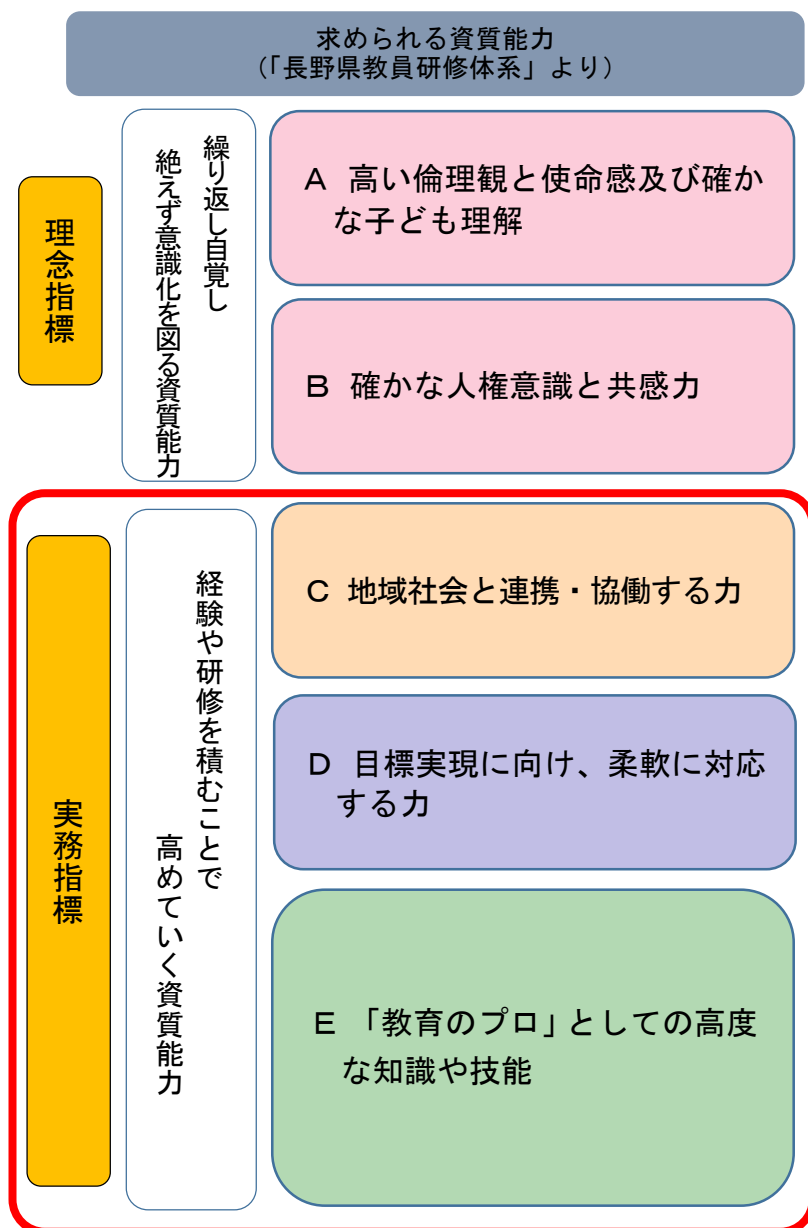
1 教員育成指標作成の経緯

「長野県教員研修体系」（平成 25 年 11 月策定）には、長野県の教員に求められる資質能力として、次の A～E の資質能力が示されています。

- A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解
- B 確かな人権意識と共感力
- C 地域社会と連携・協働する力
- D 目標実現に向け、柔軟に対応する力
- E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

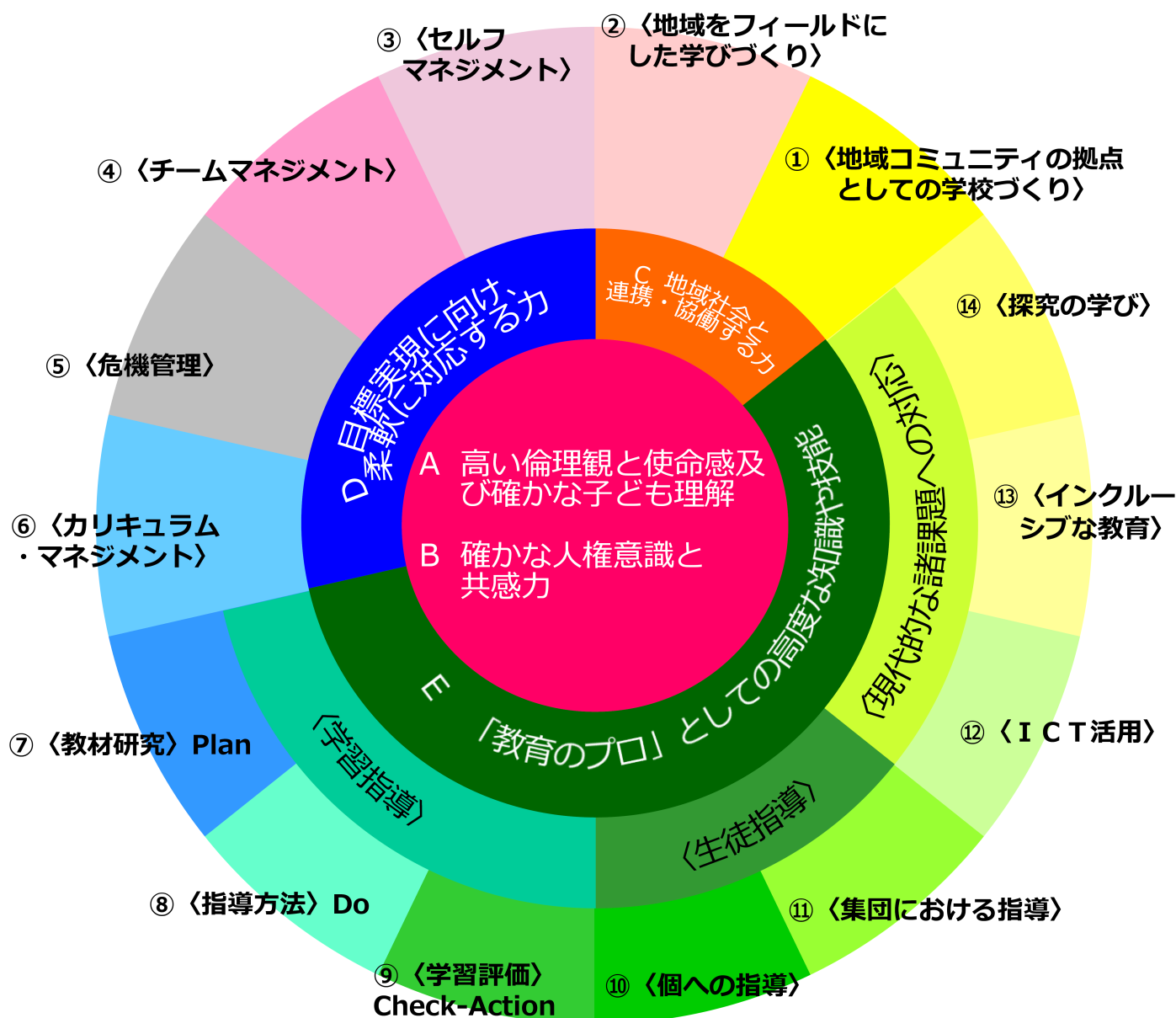
この「求められる資質能力」を「理念指標」と「実務指標」に分けました。「理念指標」とは、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力であり、「実務指標」とは、経験や研修を積むことで高めていく資質能力です。

このうち、「実務指標」について、キャリアステージに応じて高まるものとし、指標化することにしました。



2 実務指標を支える14のスキル

5つの求められる資質能力について、下図のように整理しました。まず、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る、「A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」「B 確かな人権意識と共感力」の2つの資質能力を中核にし、教職キャリアの基盤としました。また、その周囲に、経験や研修を積むことで高めていく、「C 地域社会と連携・協働する力」「D 目標実現に向け、柔軟に対応する力」「E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能」の3つの資質能力としました。さらに、これらを支えるスキルとして、14のスキルを位置付けました。



3 教員のキャリアステージ

長野県では、教員のキャリアステージを「養成期」、「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「**深化・貢献期／管理職期**」に区分し、それぞれのキャリアステージの高まりを示しています。スキルの向上は、必ずしも年代や経験年数によるものではないので、「相当」という言葉を用いて幅をもたせています。

教員のキャリアステージ

深化・貢献期
管理職期
(経験 20 年程度以上)

○第Ⅳ期 深化・貢献期／管理職期相当

深化・貢献期／管理職期は、教員としての人間力をさらに向上させ、豊富な経験を生かし、多面的・多角的な視野をもって組織的な運営を推進していく時期です。学校運営や、他の職員への助言や支援、学校の教育課題の解決を行い、学校や地域全体の教育力を向上させるリーダーとしての役割を担います。

充実期相当
(経験 10 年から
20 年程度)

○第Ⅲ期 充実期相当

充実期は、学校の中核となる教員としての自覚をもち、組織マネジメントやリスクマネジメントなどの力を身に付け、それらを発揮していく時期です。チームとしての学校への貢献度を高め、校内研修の充実を図りながら、学校の教育力を高めます。

伸長期相当
(経験 5 年から
10 年程度)

○第Ⅱ期 伸長期相当

伸長期は、教科指導や生徒指導の力をさらに身に付け、これまでの自分の実践を見返しながら、専門性を高めていく時期です。教科や学年などのグループのリーダーとして、同僚性を高めたり、推進力を発揮したりしていきます。

基礎形成期相当
(経験 1 年から
5 年程度)

○第Ⅰ期 基礎形成期相当

基礎形成期は、教科指導や生徒指導について基礎的・基盤的な力を身に付け、実践力を磨く時期です。任された業務に積極的に取り組み、よい授業や学級経営に触れ、先輩や同僚から学びながら、常に新たな視点を身に付けていきます。

着任時

○着任時に長野県教育委員会が求める姿

養成期

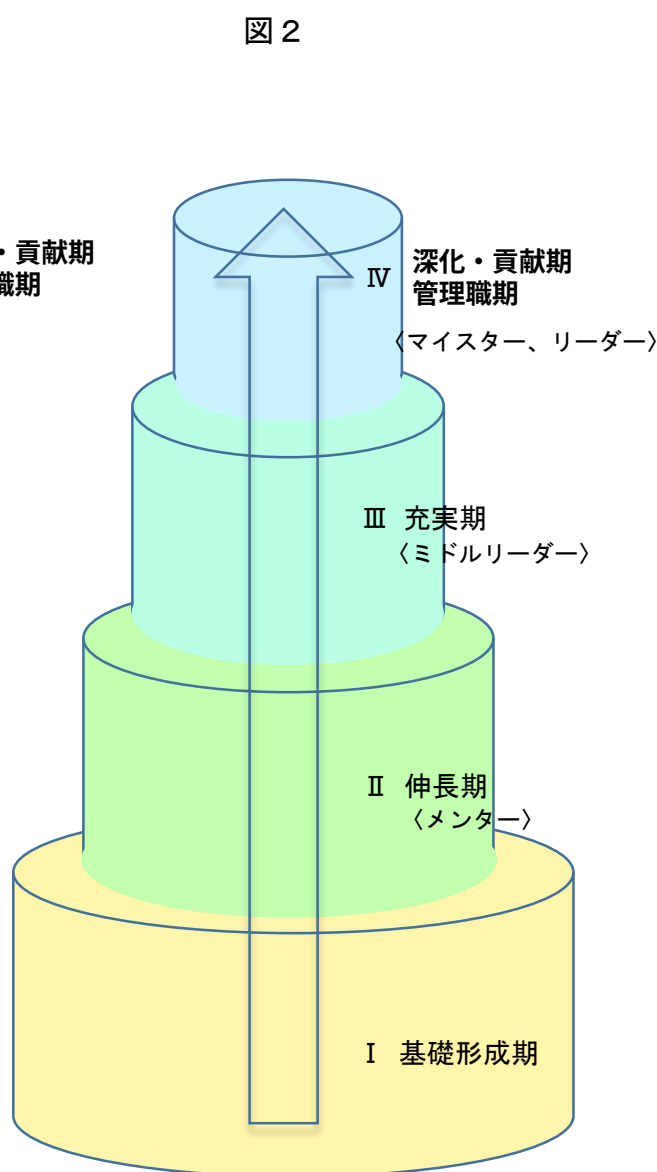
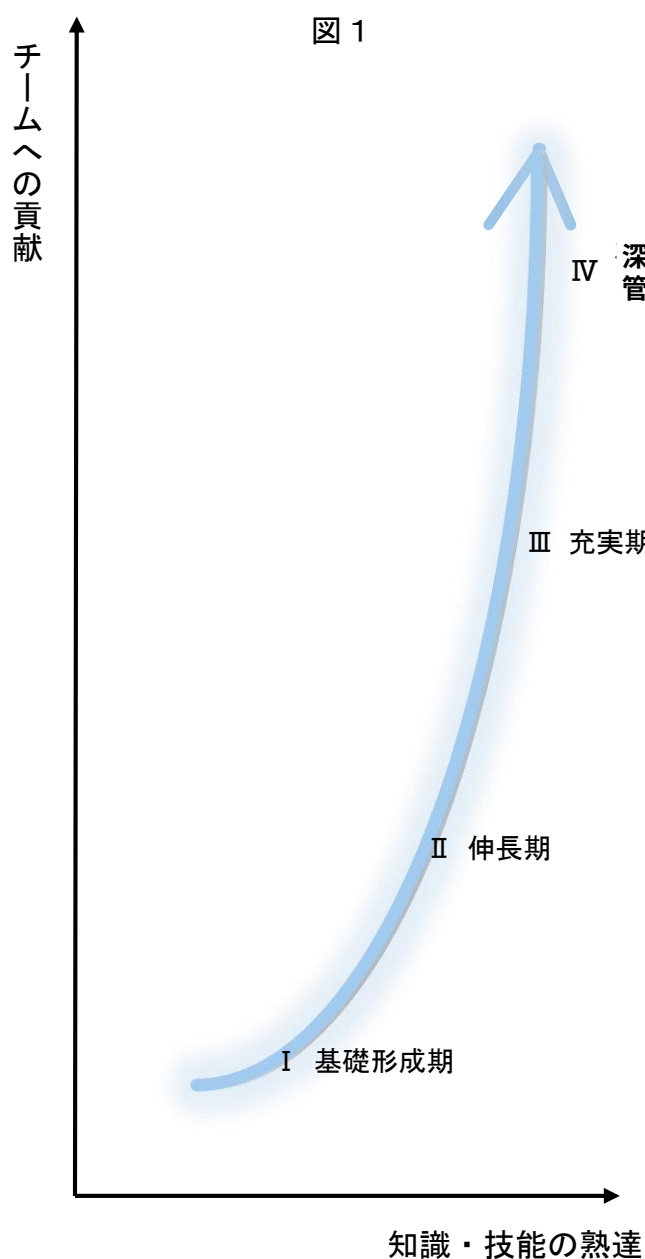
○養成期

主に大学等での教員養成の段階で身に付けます。

教員育成指標では、それぞれの資質能力を支えるスキルごとに、「チームとしての学校」の一員として、教員が各ステージで果たす役割に着目してスキルの高まりを表しています。第Ⅰ期、第Ⅱ期は、主に知識・技能の熟達が高まり、第Ⅲ期、第Ⅳ期は、主にチームへの貢献が高まっていきます。（図1）

また、第Ⅰステージが土台となり、それに第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳステージが積み重なってスキルが高まっていくことをイメージして表しています。

（図2）



I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	長野県教員育成指標
---------------------------	-----------

理念指標	求められる資質能力					
	繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力		A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解			
			B 確かな人権意識と共感力			
実務指標	求められる資質能力		資質能力を支えるスキル			
	経験や研修を積み重ねていく資質能力		キャリアステージで身に付けるスキル			
実務指標	C	地域・社会と連携・協働する力	地域コミュニティの拠点としての学校づくり		・地域の活動や行事に積極的に参加したり、地域の方と交流したりして、地域理解に努める。	
			地域をフィールドにした学びづくり		・地域素材を教材化したり、地域での体験学習を取り入れたりして、児童生徒が地域を理解し、そのよさを実感できるようにする。	
	D	目標実現に向け、柔軟に対応する力	セルフマネジメント		・ワークライフバランスを重視し、健康や時間を自ら管理しながら、職務に向かうコンディションを維持する。 ・自己課題に沿った研修を実施し、周囲の助言や自己の振り返りをもとに、成長し続けようと努力する。	
			チームマネジメント		・チームの一員としての自己の役割を自覚し、任せられた職務に対して誠実に取り組む。 ・チームの目標を理解し、同僚と協力して目標実現に向けて努力する。	
			危機管理		・信頼される学校を実現する上で、危機管理やコンプライアンスが欠かせないことを理解し、危機の未然防止や発生時の対応に確実に取り組む。	
			カリキュラム・マネジメント		・日々の教育活動を「目標-内容-方法-評価」のセットで捉え、意図的・計画的に実践する。	
	E	「教育のプロ」としての高度な知識や技能	学習指導	教材研究 (Plan)		・教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、「知識・技能」を確実に身に付ける授業を構想する。 ・「習得-活用-探究」の学びの過程を通して、児童生徒が「思考力・表現力・判断力等」を高めていく単元を構想する。
				指導方法 (Do)		・「授業がもっとよくなる3観点」や「信州Basic」を踏まえた授業を確実に行う。 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善に取り組み、児童生徒の個性に応じた質の高い学びを引き出す。
				学習評価 (Check-Action)		・「目標に準拠した評価」により一人一人の学習状況を把握し、適切なフィードバックを行って内容の確実な定着を図る。 ・児童生徒が自己評価を行うことを学習活動に位置付け、学習内容の価値や自己の高まりに気づかせる。
			生徒指導	個への指導		・児童生徒の内面を共感的に理解し、信頼関係を構築する。 ・保護者や同僚と連携し、児童生徒を取り巻く環境や抱えている課題を的確に把握し、指導に生かす。
				集団における指導		・集団生活を送る上でのルールづくり、人間関係づくりを通して、児童生徒の社会的スキルを高める。 ・自発的・自治的な活動を重視し、児童生徒の集団への所属感や連帯感、問題解決力を高める。
			現代的な諸課題への対応	ICT活用		・学習目標の達成や校務の効率化に向け、ICT端末やクラウド等を効果的に活用する。 ・児童生徒の発達段階に応じ、具体例に基づいた情報モラルの指導を行う。
インクルーシブな教育				・認知などの特性や発達障がい、合理的配慮等に関する基本的な知識や考え方を身に付け、児童生徒の実態や教育的ニーズを踏まえ一人一人に応じた支援を行う。 ・授業のユニバーサルデザイン化に取り組む。		
探究の学び		・探究の過程を生み出す手法を身に付け、ファシリテーターとして、探究の学びの実現に取り組む。 ・児童生徒や地域の実態に基づき、総合的な学習の時間（小中）、総合的な探究の時間（高）のねらいを実現する学習プランを作成する。				

栄養教諭 キャリアステージ		着任時	I 基礎形成期相当	II 伸長期相当	III 充実期相当	IV 次世代育成期相当
長野県の栄養教諭に 求められる資質・能力	学校給食管理 栄養管理 衛生管理 給食の時間における食に関する指導 教科等における食に関する指導 個別的な相談指導	長野県教育委員会が求める姿	経験1年から5年程度	経験5年から10年程度	経験10年から20年程度	経験20年程度以上
			キャリアステージで身に付けるスキル			
			学校給食管理や食に関する指導等について基礎的・基礎的な力を身に付け、実践力を磨く。組織の一員として業務に積極的に取り組み、常に新たな視点を身に付けていく。	組織の一員として、学校給食管理と食に関する指導等を両輪として実施し、実践を昇返しながら、課題解決に向け、学び、専門性を高めていく。	組織の一員としての貢献度を高め、学校給食管理や教科と連携した食に関する指導等の高度な実践を展開する。	豊富な経験を生かし、積極的に学校運営に参画したり、地域のリーダーとして、学校給食管理や食に関する指導等における高度な指導力を校内や地域に広げたりする。
			①学校給食管理、食に関する指導等を的確に実践する力 ②食育を推進する力 ③特別な配慮を必要とする児童生徒に対応する力			
			学校給食実施基準を理解し、児童生徒の実態に基づく適切な栄養管理を行うとともに、献立計画を立案し、地域の食材を活用した献立作成を行う。	児童生徒の実態に基づき食事摂取基準による適切な栄養管理や地域や教科と連携した献立実施、評価、改善を行う。	児童生徒の実態や地域の健康課題を把握して、食事摂取基準による適切な栄養管理を行なうとともに、食に関する指導と連携させて取組む。	児童生徒の実態や地域の健康課題を把握した食事摂取基準による適切な栄養管理、学習指導要領との関連について、高度な専門知識を生かして後進の指導的役割を果たす。
E (栄) 「栄養教諭」としての高度な知識や技能	食に関する指導	幅広い教養と専門的な知識・技能を持ち、柔軟に対応する力	学校給食衛生管理基準を理解し、施設設備等の課題を的確に捉え、課題解決について適切な提案を行うとともに実践する。	施設設備の衛生管理の徹底や調理従事者への衛生管理指導などについて、設置者等と連携しながら、日常的に評価・改善に取組む。	施設設備の衛生管理の徹底や調理従事者への衛生管理指導などに、近隣の関係者等と連携しながら積極的に評価・改善に取組む。	衛生管理に関する豊富な経験と高度な専門知識を生かし、地域の指導的役割を果たす。
			学校教育目標に基づいた食に関する全体計画を提案するとともに、教育課程を理解し、学校給食を教材として活用した食に関する指導を行う。	児童生徒の実態を踏まえ、発達段階に応じた情報提供や指導方法の工夫をするとともに、教育課程に沿った食に関する指導を教職員と連携して実践する。	地域の食文化や産業等を理解し、学校給食管理と食に関する指導の相乗効果が得られるように企画・調整し、教職員や地域の関係者と連携して実践する。	食に関する指導を包括的に捉え、教科等構造的な視点から食に関する指導の全体計画を企画・実施・評価・改善するとともに、食に関する指導の充実について、豊富な経験と高度な専門性を生かして、教職員や後進の指導助言を行う。
			教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、教職員と連携した食に関する指導や資料提供を行う。	教科等の特質に応じた「知識・技能」を身に付けるための授業を、教職員と連携して計画、実践する。	教科等の特質に応じた「評価」方法を身に付け、自らの実践を発信し、地域全体の食に関する指導の推進を図る。	個別的な相談指導の実践に関し、豊かな経験と高度な専門性を生かして、後進の指導助言を行う。
			個別的な相談指導の流れと役割を理解し、教職員や保護者と連携して対応を行う。	個々の課題を把握し、教職員や保護者と連携を図り、発達段階に応じた対応する。	個別的な相談指導に関する専門性を高め、教職員や保護者と連携し、児童生徒の実態に即した指導を行う。	
			学校給食における食中毒防止や異物混入防止、食物アレルギー対応等について理解して環境整備を行う。	安全に配慮した環境整備を行うなど、学校給食におけるリスク軽減に努めるとともに、組織としての危機管理体制が機能するよう取り組む。	ヒヤリハット事例を分析し未然防止の取組みを行うとともに、学校と家庭と地域による協力的体制を確立する。	学校給食における危機管理について、地域のリーダーとして後進の指導的役割を担う。
経験や研修を積むことで高めていく資質能力	学校給食における危機管理		児童生徒の実態把握に努めるとともに校内外の研修や研究会に積極的に参加して、給食管理や食育に生かす。	校内外の研修や調査研究の運営に携わり、栄養教諭としての知識の集積や能力・授業力の向上に努める。	校内外の研修や調査研究の企画・運営にミドルリーダーとして関わり、その成果を校内や地域の食育推進に生かす。	研修会の企画や調査研究の成果を活用した取組みや自らの実践を広く発信し、教職員や後進の指導助言を行う。
			調査研究等			

I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	長野県教員育成指標(栄養教諭)
---------------------------	-----------------

求められる資質能力				資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル	
実務指標	経験や研修を積むことで高めていく資質能力	E（栄）	「栄養教諭」としての高度な知識や技能	学校給食管理	学校給食実施基準を理解し、児童生徒の実態に基づく適切な栄養管理を行うとともに、献立計画を立案し、地域の食材を活用した献立作成を行う。	
				衛生管理	学校給食衛生管理基準を理解し、施設設備等の課題を的確に捉え、課題解決について適切な提案を行うとともに実践する。	
				食に関する指導	給食の時間における食に関する指導	学校教育目標に基づいた食に関する全体計画を提案するとともに、教育課程を理解し、学校給食を教材として活用した食に関する指導を行う。
					教科等における食に関する指導	教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、教職員と連携した食に関する指導や資料提供を行う。
					個別的な相談指導	個別的な相談指導の流れと役割を理解し、教職員や保護者と連携して対応を行う。
				学校給食における危機管理	学校給食における食中毒防止や異物混入防止、食物アレルギー対応等について理解して環境整備を行う。	
				調査研究等	児童生徒の実態把握に努めるとともに校内外の研修や研究会に積極的に参加して、給食管理や食育に生かす。	

※求められる資質能力Eについては、教員の育成目標を参考に、栄養教諭の育成目標を使用すること。

初任者研修についての基本的な考え方

(小学校・中学校)

長野県教育委員会

初任者研修の実施に当たっては、学校全体で役割分担と連携を密にし、下記の事項をふまえて、初任者の資質・能力の向上を図るものとする。

記

- 1 初任者の研修意欲や課題を大切に、自主的に研修できるように支援し励ますものとする。
- 2 教職に身を置く喜びと教職への自覚、教育に対する信念、教育実践の意欲を培うものとする。
- 3 初任者研修シラバスを参照し、教師としての実践的指導力と使命感を養うとともに、視野を広げ社会性を培うものとする。
- 4 初任者への指導は、指導教員を中心に、校内の協力的な指導体制のもとで行うものとする。

※ 栄養教諭についても準じるものとする

栄養教諭初任者研修の手引 目 次

○ 初任者研修についての基本的な考え方

第一部 初任者研修の概要

- ・ 初任者研修の実施系統図 4
- ・ 栄養教諭研修実施要綱 5
- ・ 初任者研修一覧 7

第二部 校内研修の計画と実施

- ・ 栄養教諭初任者校内研修要領 9
- ・ 新規栄養教諭指導員設置要綱 11
- ・ 校内研修日程及び内容（例） 13
- ・ 校内研修について 14
- ・ 校内研修計画書（様式 1 見本） 16

第三部 校外研修の計画と実施

- ・ 栄養教諭初任者校外研修実施要領 18
- ・ 校外研修について（初年度・2年度） 20

第四部 報告書類

- ・ 報告書の取扱い 31
- ・ 様式（1～8） 32

第五部 その他

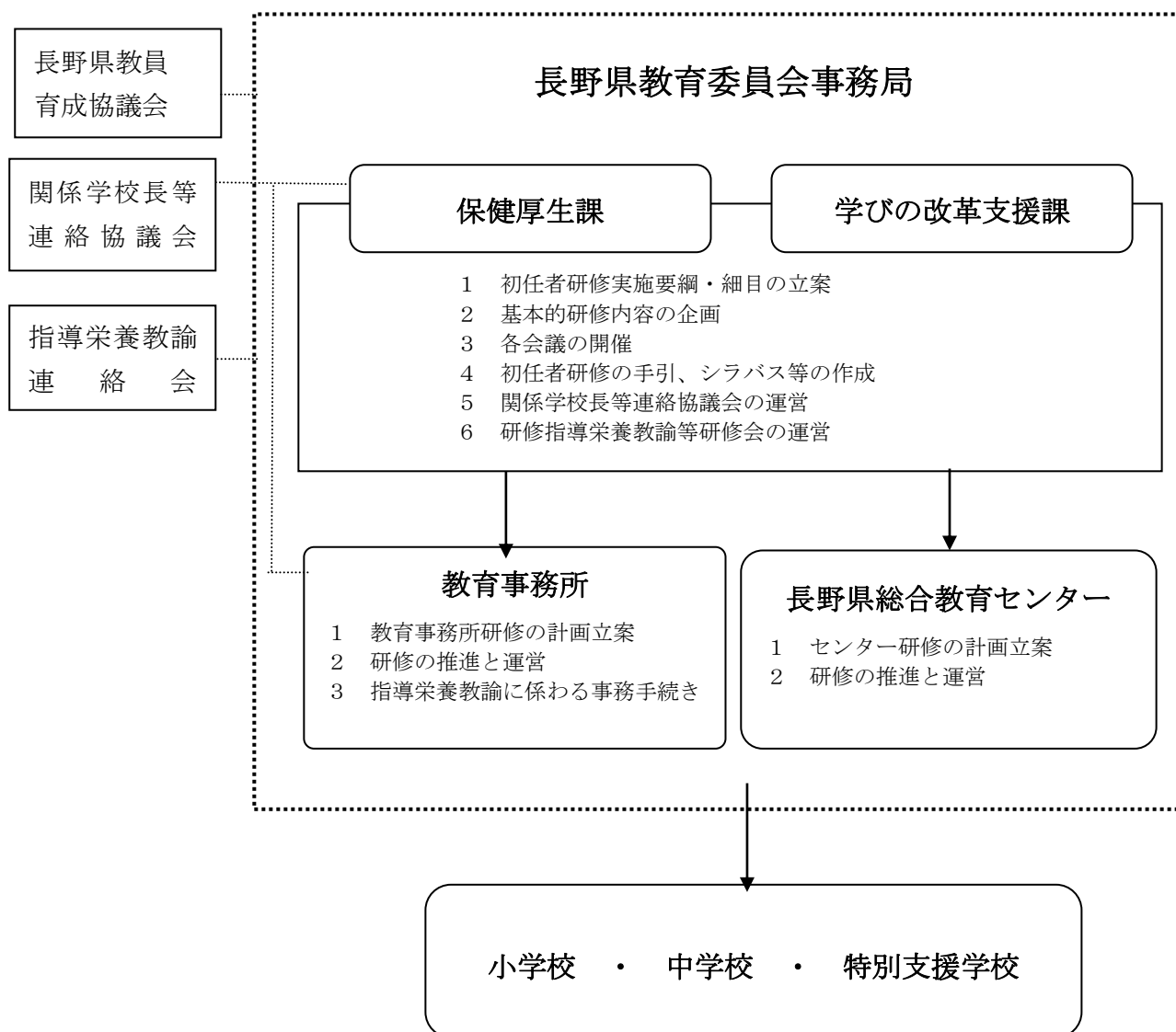
- ・ 令和5年度学校給食関係の主要事業等予定 43
- ・ 栄養教諭の職務 44
- セルフチェックシート
- セルフチェックシート（栄養教諭）

第一部

初任者研修の概要

様式は、長野県総合教育センターホームページ(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)
「ダウンロード」の「初任者研修（小・中・特別支援学校）」のページから必要に応じてダウンロードすること。

一 初任者研修の実施系統図（栄養教諭）



栄 養 教 諭 研 修 実 施 要 綱

1 目 的

栄養教諭を対象とした研修を実施し、栄養教諭としての知識技術の習得と、専門職としての実践的指導力及び資質の向上を図る。

2 初任者研修

(1) 校内研修

ア 研修対象者

(ア) 県費負担栄養教諭として新たに採用された者。ただし、長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が研修の必要がないと認めた者を除く。

(イ) 特別支援学校に勤務する新規採用栄養教諭で、県教育委員会が研修の必要を認めた者。

イ 研修内容

研修対象者が所属する学校において実施するものとし、詳細については別途定める。

(2) 校外研修

ア 研修対象者

(ア) 県費負担栄養教諭として新たに採用された者及び採用後2年目の者。ただし、県教育委員会が研修の必要がないと認めた者を除く。

(イ) 特別支援学校に勤務する新規採用栄養教諭で、県教育委員会が研修の必要を認めた者。

(ウ) 市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会から受講の申し出があった、市町村費負担新規採用栄養教諭。

イ 研修内容

総合教育センターが実施する義務指定研修及び保健厚生課が実施する専門研修とし、詳細については別途定める。ただし、前項ア（ウ）に定める者は保健厚生課が実施する専門研修のみ受講するものとする。

3 経験者研修

(1) キャリアアップ研修Ⅰ

ア 研修対象者

(ア) 県費負担栄養教諭及び特別支援学校に勤務する栄養教諭で、採用後一定の経験年数（5年程度）を有する者のうち、県教育委員会が研修対象者として指名する者。

(イ) 市町村費負担栄養教諭で採用後一定の経験年数（5年程度）を有する者のうち、市町村教育委員会から受講の申し出があった者。

イ 研修内容

総合教育センターが実施する義務指定研修及び保健厚生課が実施する専門研修とし、詳細については別途定める。ただし、前項ア（イ）に定める者は保健厚生課が実施する専門研修のみ受講するものとする。

(2) キャリアアップ研修Ⅱ

ア 研修対象者

(ア) 県費負担栄養教諭及び特別支援学校に勤務する栄養教諭で、採用後一定

の経験年数（10年程度）を有する者のうち、県教育委員会が研修対象者として指名する者。

（イ）市町村費負担栄養教諭で採用後一定の経験年数（10年程度）を有する者のうち、市町村教育委員会から受講の申し出があった者。

イ 研修内容

総合教育センターが実施する義務指定研修及び保健厚生課が実施する専門研修とし、詳細については別途定める。ただし、前項ア（イ）に定める研修対象者は保健厚生課が実施する専門研修のみ受講するものとする。

4 県外派遣研修

学校及び地域において食育を推進していくための中核を担う栄養教諭を養成するため、県教育委員会が指名した職員を指定する県外研修に派遣し、専門的知識及び技術を習得させる。

この研修に派遣された栄養教諭は、研修受講後に全員研修等において他の栄養教諭等に研修により習得した知識及び技術を伝達するものとする。

5 全員研修

全栄養教諭を対象として衛生管理、栄養管理、食育等専門的事項についての研修を実施する。

6 新規栄養教諭指導員

（１）新規採用栄養教諭の指導及び助言を行うため、県教育委員会事務局に非常勤の新規栄養教諭指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（２）指導員の服務等については別に定める。

7 経 費

初任者研修、経験者研修及び県外派遣研修に係る県費負担栄養教諭及び特別支援学校に勤務する栄養教諭の受講者の旅費支給については、別途通知する。なお、全員研修に係る受講者の旅費については各所属の負担とする。

8 その他

その他この要綱に定めのない事項については、別途通知する。

附 則

この要綱は、平成28年３月２日から施行する。

この要綱は、平成29年４月１日から適用する。

この要綱は、平成30年４月１日から適用する。

この要綱は、平成31年４月１日から適用する。

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

初任者研修一覧（栄養教諭）

< 1 年次研修 >

研修の種類	研修名	期日	運営
総合教育センター研修	初任研スタート研修	4 月 11 日（火）	長野県総合教育センター
教育事務所研修 保健厚生課研修	教師力向上研修Ⅰ（オンライン） （含 ICT 活用指導力向上研修Ⅰ）	6 月 6 日（火）	教育事務所 保健厚生課
保健厚生課研修	専門研修Ⅰ	5 月 15 日（月）	保健厚生課
保健厚生課研修	専門研修Ⅱ	1 月 25 日（木）	保健厚生課
宿泊研修 ※令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため宿泊を伴わない研修を実施	夏期研修 1 日目（オンライン） （含 ICT 活用指導力向上研修Ⅱ）	7 月 31 日（月）	教育事務所 長野県総合教育センター 保健厚生課
	夏期研修 2 日目	8 月 1 日（火）～ 4 日（金）の指定された日	
実地研修	実地研修（年 2 日） 単独調理場 1 日 共同調理場 1 日	6 月から 9 月中 の 2 日（学校及び 調理場と調整）	保健厚生課 該当校 該当共同調理場
必須研修	教育課程研究協議会	地区日程による	教育事務所
校内研修	授業力向上研修Ⅰ （授業公開）	6 月～2 月	在籍校
	指導員による研修 （計 42.5 時間）	4 月～2 月	
	教科研究	4 月～2 月	

< 2 年次研修 >

研修区分	日 数	期日	運営
総合教育センター研修	2 年次全体研修（オンライン）	5 月 11 日（木）	長野県総合教育センター
保健厚生課研修	専門研修 自己課題と計画、校長面談及びチェックシート・レポート提出	5 月末までに 保健厚生課へ提出	在籍校
	キャリアアップⅠクロスエイジ研修	11 月 17 日（金）	保健厚生課
	2 年次プログレス研修 （オンライン）	1 月 15 日（月）	保健厚生課
必須研修	教育課程研究協議会	地区日程による	教育事務所
校内研修	授業力向上研修Ⅱ （授業公開）	6 月～12 月	在籍校

※オンライン…ウェブ会議サービス Zoom を利用した同時双方向型を実施予定。

第二部

校内研修の計画と実施

初任者の勤務する学校で校内研修を実施する。実践的な研修や教職員として必要な知識を得る研修、自己課題を追究して専門性を向上させる研修を行う。

様式は、長野県総合教育センターホームページ(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)「ダウンロード」の「初任者研修（小・中・特別支援学校）」のページから必要に応じてダウンロードすること。

栄養教諭初任者校内研修実施要領

1 趣旨

この要領は、栄養教諭研修実施要綱（以下「研修要綱」という。）及び新規栄養教諭指導員置要綱に定めるもののほか、栄養教諭初任者の校内研修の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 研修対象者

研修要綱 2（1）アに定める者（以下「校内研修対象者」という。）とする。

3 研修内容

校内研修対象者は、栄養管理及び衛生管理等の学校給食管理並びに食に関する指導について、4に定める者から指導、助言を受けるものとする。

4 新規栄養教諭指導員及び指導担当者

- （1）新規栄養教諭指導員設置要綱に基づき任命された指導員（以下「指導員」という。）
- （2）校内研修対象者が配属される学校に、他に指導者となりうる栄養教諭（以下「現任栄養教諭」という。）が配属されている場合は、（1）によらず現任栄養教諭のうちから学校長が指導担当者を選任する（以下「指導担当者」という。）。
- （3）現任栄養教諭のうち該当する者がいない等の理由で、指導担当者を選任できない場合は（1）と同様とすることができる。

5 研修計画

- （1）学校長は、次の各号により指導員等と協議の上、「校内研修計画書」（様式1）を作成する。
 - ア 研修内容 別途通知する
 - イ 研修期間 当該年度の4月から2月まで
 - ウ 研修日数 9日以内
 - エ 研修時間 1日あたり4.75時間を目安とし、年間42.5時間の範囲内とする
- （2）学校長は、（1）の計画書を、県教育委員会が通知する日までに、市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）及び所轄教育事務所を経由して県教育委員会へ提出する。

6 研修の実施報告

- (1) 指導員及び校内研修対象者は、1日の校内研修が終了した都度、その内容を「校内研修状況報告書」（様式2）に記入し、学校長に提出する。
- (2) (1)の報告を受けた学校長は、「新規栄養教諭指導員勤務状況整理簿」（様式3）を作成し、校内研修を実施した月の25日（休日の場合は直前の開庁日）までに「校内研修状況報告書」の写しを添付して所轄教育事務所へ提出する。
- (3) 学校長は、校内研修のすべてが終了したときは、指導員による指導の場合は「校内研修実績報告書」（様式4）を、指導担当者による指導の場合は「校内研修実績報告書」（様式5）を作成し、市町村教育委員会及び所轄教育事務所を経由して県教育委員会へ提出する。
- (4) 教育事務所は、(3)の実績報告書に(2)で提出された書類の写しを添付し、研修終了後1か月以内に県教育委員会へ提出する。

7 指導員の報酬等

教育事務所は、6(2)の整理簿に基づき報酬等を支給する。

8 その他

この要領に定めのない事項については、その都度関係機関が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月2日から施行する。

この要領は、平成30年2月19日から施行する。

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

新規栄養教諭指導員設置要綱

1 趣 旨

この要綱は、栄養教諭研修実施要綱に基づき実施する初任者の校内研修に係る新規栄養教諭指導員（以下「指導員」という。）の設置及び服務等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 指導員の身分

指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員とする。

3 任用等

（1）具 申

新規採用栄養教諭（以下「校内研修対象者」という。）の所属する学校長（以下「学校長」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者を所轄教育事務所へ具申するものとする。

ア 長野県公立義務教育諸学校において栄養教諭の経験を有する者

イ 指導員としての必要な熱意と識見を持っている者

ウ 地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

（2）任 用

教育事務所長は、学校長の具申に基づき、1年を超えない期間を任期として指導員を任命する。なお、指導員の任免は人事通知書により行う。

（3）派 遣

教育事務所長は、学校長が作成する校内研修計画書の提出をもって派遣申請があったものとみなし、指導員を派遣する。

4 職 務

（1）指導員は、栄養教諭初任者校内研修実施要領に基づく研修計画により校内研修対象者に対し指導及び助言を行う。

（2）指導員は、校内研修対象者の職務を同者にならなうことはできない。

5 服 務

指導員の勤務日数及び勤務時間等については、別途通知する。

6 経 費

（1）指導員に係る経費は県教育委員会事が負担するものとする。

（2）報酬等及び支給方法については、別途通知する。

（3）通勤費用相当額は、県が定める「会計年度任用職員の通勤費用相当額支給取扱要領」に基づき取扱う。

（4）教育事務所は、指導員について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める労働者災害補償保険に加入する。

7 解 職

教育事務所は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 指導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 校内研修対象者が退職等により、研修の必要がなくなったとき。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

指導員 校内研修日程及び内容（例）

	1 学期	2 学期	3 学期
訪問の 目安	4 月の第 2 週から 5 ～ 6 回程度	授業参観も含め 2 ～ 3 回程度	2 月末までに 1 ～ 2 回程度
研 修 内 容	<u>年間を通して確認及び指導</u> ・ 献立内容確認（食育の視点、教材としての活用、地場産物の活用等） ・ 献立表、食育だより、毎日のおたより ※食育の 6 つの視点が位置づいているか		
	○目標に関連づけた給食内容 ○栄養教諭の職務内容 ・ シラバスの確認 ・ 全体計画の見通し ・ 校内の給食のきまり及び給食時における食に関する指導と給食指導状況 ○学校給食実施基準 ・ 教材としての献立作成 ・ 栄養管理 ・ 調理指導補助 ・ 献立評価 ・ 栄養報告 ○学校給食衛生管理基準 ・ 施設確認 ・ 物資購入と検収 ・ 衛生管理教育補助 ・ 書類状況 （作業工程表、作業動線図、健康観察、日常点検票等） ○リスクマネジメント① ・ 食中毒、嘔吐、窒息、食物アレルギー	○家庭や地域との連携 ・ 試食会 ・ I C T 活用状況 ・ 食に関する実態調査の分析 ○教科等における食に関する指導 ・ 校内授業公開 ・ 授業参観 等 ○個別的な相談指導 ・ 食物アレルギー ・ 肥満痩身 等 ・ 学校保健計画と連動した養護教諭との連携 ○食育の視点に沿った献立作成及び栄養管理の評価 ・ 評価方法の確認 ○学校行事との連携 ・ 給食週間等 ○リスクマネジメント② ・ 感染症対応	○食に関する全体計画の作成 ○献立評価 ・ 食に関する指導の視点 ・ 食事摂取基準 ○給食会計事務 ・ 在庫管理 ○1 年間の実践と課題の整理
	指導後 学校長に報告及び懇談		

校内研修について

■校内で実施いただきたい研修の種類

「授業力向上に係る研修」について

ア 初任者の授業とその後指導

初任者が授業を計画・実践し、指導員や学校長に指導を受ける研修である。

イ 示範授業とその後指導

- ・校内の教員の授業を初任者が参観し、指導を受ける機会をもつ。
- ・授業に係る研修は、初任者の栄養教諭としての力量や実践力を高めるために実施してほしい。

「一般指導に係る研修」について

ア 「小学校・中学校 初任者研修シラバス」をもとに、学校や地域の実情に応じて選択する。 (<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>「指定研修」の「初任者研修」よりダウンロード)

イ 「初任者研修のために」も研修資料の一つとして活用する。

(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>「指定研修」の「初任者研修」よりダウンロード)

ウ 学級経営、教科指導、道德教育、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等、教師として必要な知識を習得するために指導員や校内の教員から指導を受ける。

■ 初任者

指導者による研修（１年間 42.5 時間 9 日間） ※栄養教諭校内研修要項参照

■ 初任者（２年次を含む）

授業公開研修

授業力向上研修Ⅰ

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども理解 倫理観使命感	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフ マネジメント	④ チーム マネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・ マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT 活用	⑬ インクルーシブ な教育	⑭ 探究の学び
								◎	◎	◎					

① ねらい

これまでの研修や授業の実際をもとに、初任者・２年次による所属校での授業公開を行い、所属校の校長・教頭等から指導を受けることで、授業力の向上を図る。

長野県教員育成指標で求められる資質能力（栄養教諭）

E「教育のプロ」としての高度の知識や技能						
学校給食管理		食に関する指導			学校給食における危機管理	調査研究等
栄養管理	衛生管理	給食に関する指	食に関する指導	個別の相談指導		
			◎			

② 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び 研修内容	3 (1) 教科指導の基礎 3 (2) 授業の進め方	3 (4) 授業研究
----------------	-------------------------------	------------

③ 内容

初任者による所属校での授業公開

④ 時期

6月～12月

学校の実状や初任者の状況に合わせて実施する。

(様式 1 見本)

校 内 研 修 計 画 書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様
(保健厚生課 扱い)

(学校名 :)

学校長 _____

※計画に際し

- ・研修予定時間 42 時間
- ・研修内容については、内容例を参考に指導員と確認をして作成する。

次のとおり提出します。

受講栄養教諭		指導員 又は担当指導者	
研修予定			研 修 内 容
日数	実施予定日 月 日	時間	
1 日	4 月 12 日	5	・学校教育目標と学校給食計画及び食に関する全体計画の確認 ・シラバスによる研修及び職務内容の確認 ・学校給食実施基準の確認と献立作成
2 日	5 月 10 日	5	・栄養管理（献立作成、調理指導、給食指導等） ・学校給食衛生管理基準に関わる施設及び書類の確認 ・調理従事者への衛生管理教育
3 日	6 月 14 日	5	・栄養管理（献立評価、栄養報告等の作成等） ・給食の時間における食に関する指導
4 日	7 月 13 日	5	・危機管理（衛生管理・リスクマネジメント等） ・献立表及び食育だよりの作り方と確認 ・リスクマネジメントの確認（食中毒予防、嘔吐、窒息等）
5 日	9 月 6 日	4	・学校行事（給食週間等）の計画立案 ・家庭と連携した食に関する指導（給食試食会等） ・調査研究（食に関する実態調査）の分析
6 日	10 月 12 日	5	・教科等における食に関する指導（授業公開に向けて） ・地域と連携した食に関する指導（ICTの活用）
7 日	11 月 5 日	5	・児童生徒の健康課題に関わる校内連携及び個別的な相談指導 ・食物アレルギー対応 ・リスクマネジメントの確認（感染症対応等）
8 日	12 月 6 日	4	・食に関する全体計画の作成 ・食育の視点に沿った献立作成及び栄養管理の評価
9 日	1 月 17 日	4	・給食会計事務、在庫管理 ・1 年間の実践と課題の整理

授業力向上研修

教科

内容

※計画に際し

- ・未定の場合はその旨を記載する

第三部

校外研修の計画と実施

様式は、長野県総合教育センターホームページ(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)
「ダウンロード」の「初任者研修（小・中・特別支援学校）」のページから必要に応じてダウンロードすること。

栄養教諭初任者校外研修実施要領

1 趣旨

この要領は、栄養教諭研修実施要綱に定めるもののほか、栄養教諭初任者の校外研修の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 期日及び内容

県教育委員会は、毎年度当初に1年間の校外研修の期日及び内容等を通知する。

3 研修の通知等

- (1) 義務共通研修については総合教育センターから、専門研修については保健厚生課から、学校長あてに通知する。
- (2) やむを得ない事由で研修を欠席するときは、学校長はあらかじめ代替研修の受講について保健厚生課と協議するとともに欠席届(様式8)を提出する。

4 実地研修について

(1) 協力校の選定

校外研修のうち実地研修については、近隣の学校及び給食施設(以下「協力施設」という)の協力を得て協力施設において実施する。

協力施設は、新規採用栄養教諭が給食管理及び食に関する指導の実践を学ぶとともに、実地研修後も助言や連携が期待できる施設を保健厚生課が選定し学校長に通知する。

(2) 研修計画

ア 学校長は、実地研修の目的やねらいを明確にした上で、給食管理及び食に関する指導の具体的な指導を受けられるよう、研修内容について事前に協力施設の長及び当該施設で指導に当たる栄養教諭、新規栄養教諭指導員等と打ち合わせを行う。

イ 学校長は、協力施設の長と6月から9月末までの間で実地研修日程等の調整を行い、「実地研修計画書」(様式6)を作成し県教育委員会に提出する。

ウ 県教育委員会は、学校長から提出された「実地研修計画書」に基づき、協力施設等へ実施を依頼するとともにその旨を学校長に通知する。

(3) 実施報告

ア 実地研修終了後、学校長は「実地研修実施報告書」(様式7)を作成し、受講者が作成する「実地研修報告書」(様式7付表)とともに、県教育委員会に提出する。

イ 学校長は、協力施設に「実地研修実施報告書」及び「実地研修報告書」の写しを送付する。

5 旅費

- (1) 受講者に係る旅費については、義務教育課へ請求する。

- (2) 特別支援学校に勤務する受講者の旅費については、保健厚生課から各学校に再配当する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、別途通知する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

初任者校外研修（初年度・２年度）

長野県総合教育センター、教育事務所、保健厚生課等が運営する校外研修を実施する。

■長野県総合教育センター研修

- ・長野県教育センターでは、関係機関と連携を取りながら、初任研スタート研修と２年次全体研修の実施要項を作成し、運営計画を立案する。
- ・研修では、初任者が一堂に会して、専門職としての基礎的な研修を行うことにより、知見を広め、教師としての資質の向上を図る。また、初任者相互の交流を深める。

１ 初任研スタート研修

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども理解 倫理観・使命感	力 人権意識と共感	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
◎	◎			◎		◎		◎	◎			◎			

(1) ねらい

- ・教師としての心構えや長野県教育課題等について講話を聞くことを通して、教師の職責とやりがい、夢や希望を確認する。
- ・初任者研修の意義と内容を理解し、１年間の見通しをもつ。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	1 (1) 公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組 1 (4) 教員の服務・勤務と公務員としての在り方 1 (6) 教員研修と教員としての生き方・在り方 1 (7) 教育課題の解決に向けた取組 2 食に関する指導の基礎
------------	--

(3) 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
長野県総合教育センター	令和５年４月１１日（火）	・講義「コンプライアンスとサービスの基本」 ・講義「教員としてのあり方」 ・講義「学級づくり・授業づくりの基礎・基本」 ・初任研ガイダンス ・分散会 １年間の研修計画の確認(保健厚生課)

2 2年次全体研修

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども倫理観・使命感	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎

(1) ねらい

- ・2年目の自覚を高め、より広い視野、より深い児童生徒理解の必要性を確認する。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	1 (4) 教員の服務・勤務と公務員としての在り方 1 (6) 教員研修と教員としての生き方・在り方 1 (7) 教育課題の解決に向けた取組 2 (1) 学級経営の意義 2 (3) 保護者と連携を図った学級経営 8 (1) 生徒指導 8 (3) ICT活用指導力向上
------------	---

(3) 会場、期日、内容

会場	期日	内容
在勤校におけるオンライン研修	令和5年5月11日(木)	・2年次研修ガイダンス ・セルフチェックシートの活用 ・講義「地域と共にある学校づくり」 ・講義「人権教育を進めるうえで大切にしたいこと」 ・講義「ICT活用指導力向上研修Ⅲ」 ・講義「生徒指導・特別支援教育の目指すもの」

■教育事務所・保健厚生課研修

1 教師力向上研修Ⅰ（オンラインによる講義・協議）

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども倫理観・使命感	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
				◎									◎		

(1) ねらい

- ・ICT活用指導力向上に関わる基礎基本を習得する。
- ・情報交換を行うことを通して、同じ立場の初任者同士で自己の課題を決定していく。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	・給食管理 ・食に関する指導の実践 1 3 (1) 教科指導の基礎	3 (2) 授業の進め方 3 (4) 授業研究 8 (3) ICT活用指導力向上
------------	---	--

(3) 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
在勤校 (オンライン)	令和5年6月6日(火)	・オンライン(同時双方向型)によるグループ協議 ・ICT活用指導力向上に関わる講義・演習

2 宿泊研修

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、宿泊を伴わない研修を実施。

夏期研修

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども理解 倫理観・使命感	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
◎	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(1) ねらい

授業づくり、学級づくり、生徒指導の基礎・基本、ICT活用指導力等、初任者にとって必要とされる研修を行うことにより、実践的な指導力をつけるとともに、教師としての資質能力の向上を図る。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	1 (1)～(6) 教師としての基礎 3 (1) 教科指導の基礎 3 (2) 授業の進め方 3 (4) 授業研究	5 (1) (2) 道徳教育 6 特別活動 8 (1) 生徒指導 8 (3) ICT活用指導力向上
------------	---	---

(3) 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
在勤校におけるオンライン研修及び長野県総合教育センター	1 日 目	7月31日(月) オンライン研修
	2 日 目	8月1日(火)～4日(金)の指定された日 対面・集合型研修

3 必修研修（教育事務所）

教育課程研究協議会 1日

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども倫理観・使命感	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
							◎	◎	◎	◎			○	○	○

(1) ねらい

郡市の教育課程研究協議会に参加し、学んだ成果をもとに教育実践を振り返り改善を図る。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	1 (2) 学習指導要領と教育課程の編成・実施並びに評価 3 (1) 教科指導の基礎	3 (2) 授業の進め方 3 (4) 授業研究
------------	---	----------------------------

(3) 日程は各地区による。

■ 保健厚生課研修

1 専門研修（2日間）※通知別途

長野県教員育成指標で求められる資質能力（栄養教諭）

第Ⅰ期 基礎形成期相当

(1) 専門研修Ⅰ

E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能						
学校給食管理		食に関する指導			学校給食における危機管理	調査研究等
栄養管理	衛生管理	給食指導に関する	教員指導に等しい指導	個別指導		
◎	◎				◎	

① 会場、期日、内容

会場	期日	内容
長野県総合教育センター	令和5年5月15日（月）	講義・演習等による基礎基本的事項の研修 ・教育公務員として ・給食管理（栄養管理・衛生管理） ・食物アレルギー対応 ・リスクマネジメント 協議

(2) 専門研修Ⅱ

E「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
学校給食管理		食に関する指導			学校給食における 危機管理	調査研究等	なインクルーシブル 教育
栄養管理	衛生管理	給食指導 に関する 指導	指導食料 に等 関に する お	相 談 別 指 導 な			
◎		◎	◎	◎			◎

① 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
長野県総合教育センター	令和6年1月25日（木）	給食管理 特別支援教育 食に関する指導（基礎） 協議

2 実地研修（2日間）※通知別途

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

E「教育のプロ」としての高度の知識や技能						
学校給食管理		食に関する指導			学校給食における 危機管理	調査研究等
栄養管理	衛生管理	給食指導 に関する 指導	指導食料 に等 関に する お	相 談 別 指 導 な		
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

共同調理場及び単独調理場（1校ずつ実務研修）

栄養教諭校外研修実施要項参照

【2年次研修】（令和4年度初任者）

※全体研修は前出

■ 教育事務所

1 教育課程研究協議会 1日（教育事務所）

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第Ⅰ期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども倫理観・使命感 理解	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
							◎	◎	◎	◎			○	○	○

(1) ねらい

郡市の教育課程研究協議会に参加し、学んだ成果をもとに教育実践を振り返り改善を図る。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	1 (2)	学習指導要領と教育課程の編成・実施並びに評価	3 (2)	授業の進め方
	3 (1)	教科指導の基礎	3 (4)	授業研究

■ 保健厚生課研修

1 専門研修 レポート提出及びフィードバック

1年間の自己の成長を振り返り、2年次の自己課題を設定する。

- (1) 令和4年度に実施した「食に関する指導」の課題からPDCAの視点からA（改善）を踏まえ、令和4年度の目標及びP（計画）についてまとめる。

※A4 2枚（ポイント10.5）程度で作成する。

- (2) セルフチェックシート（教員用・栄養教諭用）2枚による自己課題の見直し後
学校長と面談。

(3) 提出物

- ① レポート 1部
- ② 令和4年度 食に関する指導全体計画①②
- ③ 令和5月分献立表、食育だより
- ④ セルフチェックシート2種類

- (4) 提出方法及び期限 保健厚生課あてに郵送 5月末日まで

2 キャリアアップ I クロスエイジセッション

長野県教員育成指標で求められる資質能力

第 I 期 基礎形成期相当

A	B	C 地域社会との連携・協働		D 目標実現に向け、柔軟に対応する力				E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能							
子ども倫理観・使命感 理解	人権意識と共感力	① 学校づくり	② 学びづくり	③ セルフマネジメント	④ チームマネジメント	⑤ 危機管理	⑥ カリキュラム・マネジメント	⑦ 教材研究	⑧ 指導方法	⑨ 学習評価	⑩ 個への指導	⑪ 集団における指導	⑫ ICT 活用	⑬ インクルーシブな教育	⑭ 探究の学び
				◎	○					◎			◎		

長野県教員育成指標で求められる資質能力（栄養教諭）

E 「教育のプロ」としての高度の知識や技能（栄養教諭）						
学校給食管理		食に関する指導			学校給食における 危機管理	調査研究等
栄養管理	衛生管理	給食に関する指導 （食生活に関	提供する食 の指導 （食生活に関	個別指導 （食生活に関		
			◎			◎

(1) ねらい

- ① 5 年経験者とのクロスエイジセッションにより、自己の教科等における食に関する指導の実践を語り合うことで、経験年数による課題や成果の違いを共有し、自己課題をより明確化するとともに、課題解決の参考とする。
- ② 食育の評価について理解する。

(2) 関連する研修シラバスの項目及び研修内容

研修項目及び研修内容	・食に関する指導の実践 2 3 (1) 教科指導の基礎 3 (2) 授業の進め方	3 (4) 授業研究 8 (3) ICT 活用指導力向上
------------	--	---------------------------------

(3) 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
長野県総合教育センター	令和 5 年 11 月 17 日（金）	・授業実践について実践発表 ・協議 ・食育の評価

3 2年次プロGRESS研修（オンライン）（別途通知）

長野県教員育成指標で求められる資質能力（栄養教諭）

第Ⅰ期 基礎形成期相当

E「教育のプロ」としての高度の知識や技能						
学校給食管理		食に関する指導			学校給食 管理 における 危険 管理	調査研究等
栄養管理	衛生管理	給食指導 に関する 時間にお ける	教科食に 関する 指導	個別指導 に関する		
			◎	◎		

(1) ねらい

2年目の自己の学校給食管理や食に関する指導等の実践を語り合うことで、自己課題を見つめ直し、今後の取組について考える。

(2) 会場、期日、内容

会 場	期 日	内 容
オンラインによる	令和6年1月15日（月）	・ 個別的な相談指導 ・ 実践の発表と今後の自己課題追究の在り方の検討

・ 実践発表

2年間の研修のまとめとして実践発表をおこなう。

発表資料はパワーポイントにまとめ、管理職にご指導いただき、保健厚生課へ提出する。

<発表資料>（パワーポイント 12枚程度 5MB以下 1つのPDFにする）

クロスエイジセッションや本年度の研修内容を参考にPDCAでまとめる。

- ① 学校教育目標と自己課題から検討した食に関する指導の計画
- ② 食に関する指導の実践
- ③ 評価（活動指標・成果指標）
- ④ これからどのような栄養教諭になりたいか

別添：指導案

kyoho-hokoku@pref.nagano.lg.jp （令和5年12月22日（金）まで）

1 校外研修への参加手続き等

I 旅行命令票の記入について

校外研修及び初任者研修の関係の会合等への参加は、公務による出張扱いとなるので、その手続きは一般の出張と同様に、旅行命令票による学校長の命令で行う。初任者研修関係の旅行命令票の記入に当たっては、次のことに十分留意する。

- 1 初任者研修関係の旅行命令票は、一般の場合とは別葉のものとする。（「教育課程研究協議会」のみ一般の場合と同じである。）

- 2 予算項目は、次のとおり記入する。

■初任研スタート研修・宿泊研修・2年次全体研修

款	項	目	節
(教育費)	(教育総務費)	(教育研修費)	(旅費)
1 1	1	5	8

(集計コード 3023)

■保健厚生課研修

款	項	目	節
(教育費)	(保健体育費)	(保健体育総務費)	(旅費)
1 1	8	1	8

- 3 「用務の内容」欄は、次のように記入する。

用務の内容	
初任者研修	← 「初任者研修」と明記
(研修会名)	← () 内に研修会名を略記

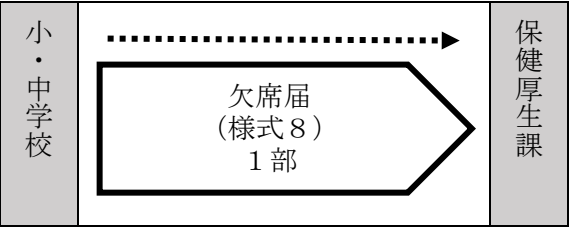
- 4 その他の自筆項目は、一般の場合と同じである。

- 5 記入、押印もれ、誤記がないように確認する。

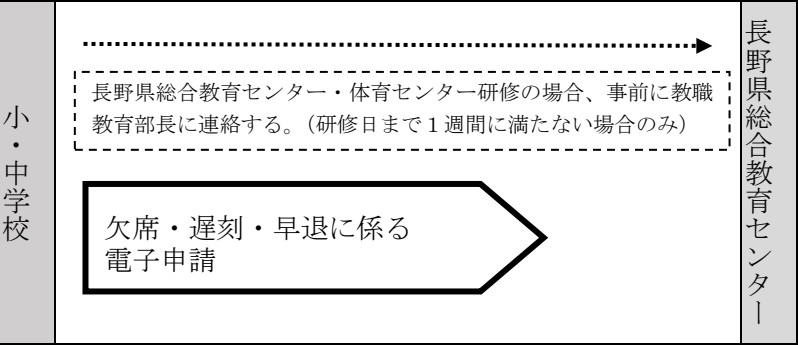
Ⅱ 校外研修の欠席について

1 対象者が学校行事や健康上のやむを得ない事由で研修を欠席するときは、校長は、以下のように欠席届を提出する。

(1) 保健厚生課研修、宿泊研修の場合は、事前に保健厚生課に連絡し、初任者研修欠席届（様式8）を保健厚生課に提出する。その際、保健厚生課担当と校長で協議の上、指定された年度内に当該研修を修了できるように調整する。



(2) 長野県総合教育センター研修の場合は、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う（その際、送信直後の画面から出力可能なPDF ファイル【様式第60号】を出力し、所属校で保管する）。ただし、研修日まで1週間に満たない場合の欠席連絡については、電子申請と併せて、電話にて長野県総合教育センター教職教育部長に連絡する。また、代替研修については、電子申請後に長野県総合教育センター教職教育部より連絡を受け、協議し、年度内に当該研修を修了できるように調整する。

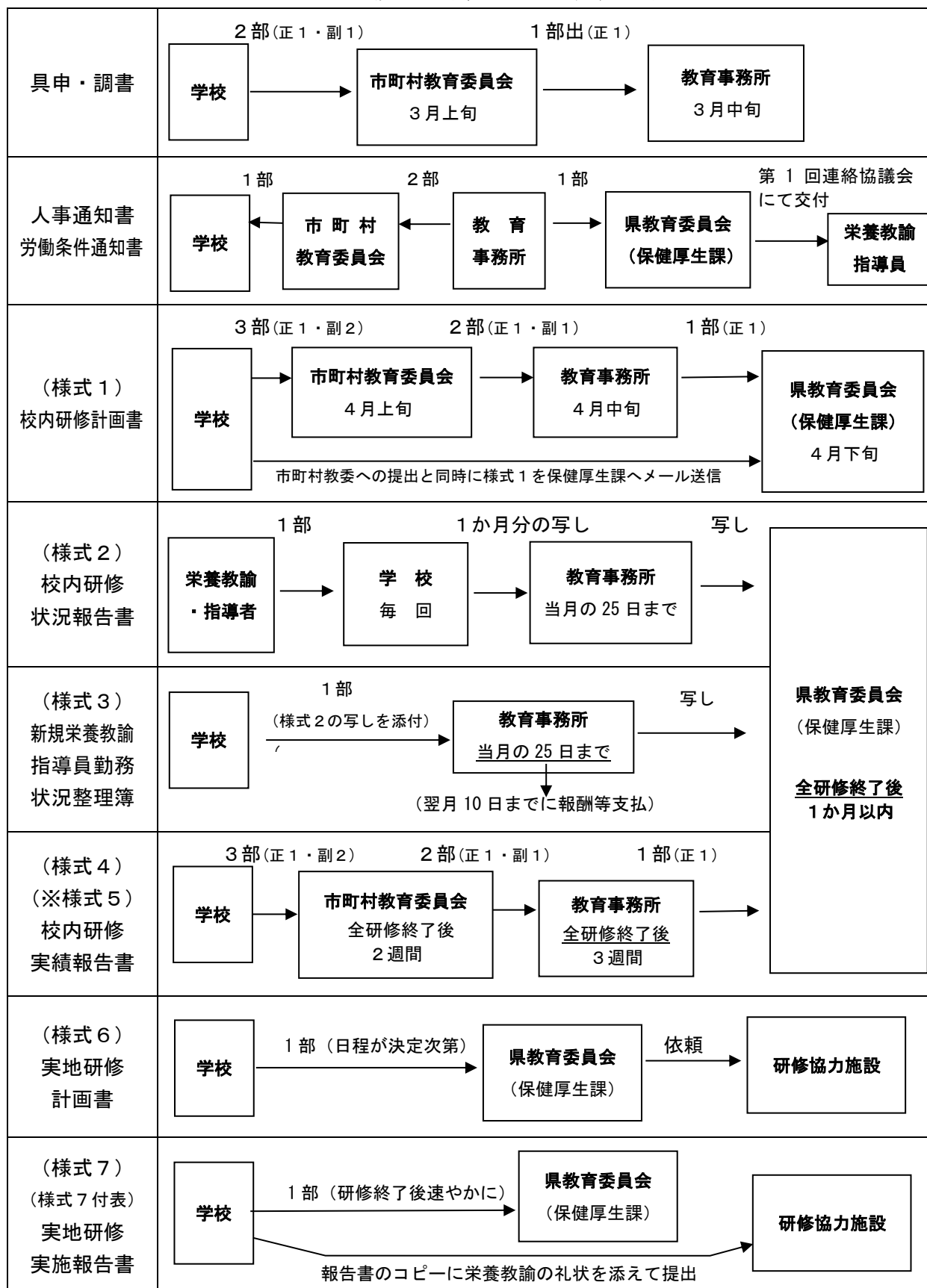


第四部

報告書類

様式は、長野県総合教育センターホームページ(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)
「ダウンロード」の「初任者研修（小・中・特別支援学校）」のページから必要に応じてダウンロードすること。

報告書等の取扱い（栄養教諭初任者）



注) 1 市町村教育委員会には、学校組合教育委員会を含むものとする。

2 ※様式5は、校内研修実施要領4(2)による研修の場合の報告書となる。

3 各枠内の時期は、各機関への提出期限

(様式 1)

校 内 研 修 計 画 書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様
(保健厚生課 扱い)

(学校名 :)

学校長 _____

次のとおり提出します。

受講栄養教諭		指導員または 指導担当者	
研修予定			研 修 内 容
日数	実施予定日 月 日	時間	
1 日			
2 日			
3 日			
4 日			
5 日			
6 日			
7 日			
8 日			
9 日			

授業力向上研修 I

教科

内容

(様式 2)

校 内 研 修 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

学 校 長 様

研修状況を次のとおり報告します。

受 講 栄 養 教 諭		新規栄養教諭 指 導 員	
勤 務 日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (実績時間 時間)	累計日数 (日)	
指 導 内 容 等			
受 講 者 の 記 録	(感想、課題等)		
指 導 者 の 記 録	(所見)		
学 校 長 等 の 確 認	氏 名		

(様式 3)

新規栄養教諭指導員勤務状況整理簿

令和 年 月 日

教育事務所長 様

(学校名 :)

学校長 _____

新規栄養教諭指導員の勤務状況は次のとおりです。

新規栄養教諭氏名		新規栄養教諭指導員氏名	
実 施 月		月	時間
日 数 (累計)	実施日	勤務時間	指導員 サイン
日	日	時 分から 時 分まで	時間
日	日	時 分から 時 分まで	時間
日	日	時 分から 時 分まで	時間
日	日	時 分から 時 分まで	時間
日	日	時 分から 時 分まで	時間

(様式 4)

校 内 研 修 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様
(保健厚生課扱い)

(学校名：)

学校長

栄養教諭初任者に係る校内研修計画に基づき、すべての研修を実施しましたので、所見を添えて報告します。

受 講 栄 養 教 諭 氏 名	
新規栄養教諭指導員 氏名	

【学校長の所見】

(様式5)

校内研修実績報告書（校内研修実施要領4（2）による場合）

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様
(保健厚生課扱い)

(学校名：)

学校長

栄養教諭初任者の校内研修を下記のとおり実施しました。

受講栄養教諭氏名	担当指導者氏名	
研 修 指 導 内 容 等		実 施 日
<学校教育目標と学校給食に関する基本計画の立案> 学校の教育目標及び食に関する指導目標との関連を図った給食指導の実施 年間指導計画の立案		
<校内の学校給食及び食に関する指導に係る組織への参画> 職員会議や学校給食委員会、校内研修会等への参画		
<栄養管理> (1) 栄養目標量の設定 (2) 学校給食献立年間計画作成 (3) 献立作成 (4) 調理、配膳指導等 (5) 評価、検討		
<衛生管理（学校給食衛生管理基準による。各種マニュアルの活用）> (1) 日常及び定期点検の実際 (2) 学校給食用物資の選定、検収及び保管の状況 (3) 調理員に対する指導の実際		
<給食指導、栄養教育> (1) 給食の時間における給食指導 (2) 給食週間の計画、立案 (3) 食に関する指導、指導案の作成と指導の進め方 (4) 家庭、地域と連携した栄養指導 (5) 個別指導		
<危機管理> (1) 食中毒事故防止（二次汚染防止）対策 (2) 異物混入防止対策 (3) 食物アレルギー対応、校内対応委員会への参画 (4) その他施設設備、食材に係る危機管理		
<調査研究> 学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活改善のための調査研究の実践		
<その他> その他業務遂行において必要とされる事項（会計業務等）		

(様式 6)

実 地 研 修 計 画 書

令和 年 月 日

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長 様

(学校名)

学校長

新規採用栄養教諭 氏 名			
施 設 区 分		単 独 調 理 場	共 同 調 理 場
研 修 施 設	学 校 名 (施 設 名)	()	()
	研 修 日	令和 年 月 日 ()	令和 年 月 日 ()
	栄養教諭氏名		
研修内容 (研修のねらい)			

(様式 7)

実 地 研 修 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

(保健厚生課長) 様

(研修先施設長) 様

(学校名)

学校長

実地研修を下記のとおり実施したので報告します。

新規採用栄養教諭氏名		
研 修 日		令和 年 月 日 ()
研 修 先	施 設 名	学校名 調理場名 (☐ 単独調理場 ☐ 共同調理場)
	栄養教諭氏名	
新規採用栄養教諭 所属学校長の助言		

注：付表を添えて提出すること。また、研修先にも写しを送付すること。

(様式 7 付表)

実地研修報告

新規栄養教諭	所 属 校	
	氏 名	
研 修 先 栄 養 教 諭	学 校 名 (施設名)	
	氏 名	
【報 告】		
1 今回の研修で学んだ点。		
2 今後に向けて (どのような事を自分の所属先で実践していきたいか、自分の高めていきたい資質など)		

実地研修の状況等を施設区分ごとに作成してください。

(様式 8)

令和 年度栄養教諭研修校外研修（欠席・遅刻・早退）届
(該当に○をする)

令和 年 月 日

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長 様

学校名 _____

校長名 _____

次のとおり提出します。

対象者の職氏名	(職名) 栄養教諭 (氏名)
欠席・遅刻・早退の事由 (該当に○をする)	
研 修 期 日	令和 年 月 日
研 修 名	

	初任者研修(年次)
	キャリアアップ研修Ⅰ
	キャリアアップ研修Ⅱ
	キャリアアップ研修Ⅲ
	校長・教頭研修

指 定 研 修 講 座 欠 席 届

総合教育センター所長 様

学校コード番号				
---------	--	--	--	--

学校・園名

校長・園長名

電話番号

このことについては、下記のとおりです。

記

受 講 者 氏 名	職 名	職 員 番 号

講 座 番 号	講 座 名	講 座 期 間
欠席・遅刻・早退 の事由		

代替研修講座

講 座 番 号	講 座 名	講 座 期 間

第五部

その他

様式は、長野県総合教育センターホームページ(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)
「ダウンロード」の「初任者研修（小・中・特別支援学校）」のページから必要に応じてダウンロードすること。

栄養教諭の職務

【学校教育法】第 37 条第 13 項 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる

※中学校は第 49 条

【学校給食法】第 10 条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。（中略）

- 2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。

（１）食に関する指導

- ①給食の時間における指導
食事マナー、栄養・産地等
- ②教科等における指導
調理技術、地域産業への理解、
環境教育、感謝の心 等
- ③個別的な相談指導
食に関する健康課題を有する児童
生徒に対する個別的な指導

一体として推進

（２）学校給食の管理

- ①栄養管理（献立作成）
学校給食実施基準に基づく、
適切な栄養管理
- ②衛生管理
学校給食衛生管理基準に基づく
危機管理、検食、保存食、
調理指導 調理・配食 等

教職員、家庭や地域との連携・調整

出典：「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」 文部科学省

【栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について】

平成 16 年 6 月 30 日

【栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 文部科学省】平成 29 年 3 月

【食に関する指導の手引－第二次改訂版－ 文部科学省】平成 31 年 3 月

セルフチェックシート

キャリアステージ

I 基礎形成期相当
(経験1年から5年程度)

学校名

氏 名

職 名

START

地域コミュニティの拠点としての学校づくり

地域をフィールドにした学びづくり

セルフマネジメント

チームマネジメント

危機管理

カリキュラム・マネジメント

教材研究 (Plan)

指導方法 (Do)

学習評価 (Check-Action)

個への指導

集団における指導

ICT活用

インクルーシブな教育

探究の学び

地域コミュニティの拠点としての学校づくり

地域をフィールドにした学びづくり

セルフマネジメント

チームマネジメント

危機管理

カリキュラム・マネジメント

教材研究 (Plan)

指導方法 (Do)

学習評価 (Check-Action)

個への指導

集団における指導

ICT活用

インクルーシブな教育

探究の学び

セルフチェックのまとめ

スキルの平均

初任者研修

理念指標	繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力	日頃の心構え
A 高い倫理観と使命感及び確かな子どもも理解 ①社会の秩序と規律を遵守し、信頼される存在 ②教員としての責務の自覚 ③子どもに関する確かな科学的知見と深い人間愛		
B 確かな人権意識と共感力 ①全ての人の人権を尊重する態度 ②児童生徒や保護者の思いを感じ取る力		
実務指標	資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル
連携・地域協働社会と力	C1	地域コミュニティの拠点としての学校づくり
	C2	地域をフィールドにした学びづくり
D 目標実現に向け、柔軟に対応する力	D1	セルフマネジメント
	D2	チームマネジメント
	D3	危機管理
	D4	カリキュラム・マネジメント
	E1	教材研究 (Plan)
	E2	指導方法 (Do)
E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能	E3	学習評価 (Check-Action)
	E4	個への指導
現代的な諸課題への対応	E5	集団における指導
	E6	ICT活用
	E7	インクルーシブな教育
	E8	探究の学び

※各セルフチェック項目について、「評価」の欄に1～5の自己評価を入力してください

セルフチェックシート（２年次研修

栄養教諭）基礎形成期相当（１年～５年）(E)

氏名

学校名

実務指標	資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル	セルフチェック項目（評価）			評価
			A:よく当てはまる	B:どちらかというと当てはまる	C:あまり当てはまらない	
学校給食管理	栄養管理	学校給食実施基準を理解し、児童生徒の実態に基づき適切な栄養管理を行うとともに、献立計画を立案し、地域の食材を活用した献立作成を行う。	学校給食実施基準を理解し、集団における適切な栄養管理を実施している。			
			献立計画を作成し、年間を見通した献立作成を行っている。			
学校給食管理	衛生管理	学校給食衛生管理基準を踏まえ、施設設備等の課題を的確に捉え、課題解決について適切な提案を行うとともに実践する。	地域の食文化や食材を把握し、地域食材を活用した献立作成を行っている。			
			学校給食衛生管理基準を踏まえ、衛生管理に努めている。			
学校給食管理	衛生管理	学校給食衛生管理基準に基づき諸帳簿の管理を適切に行っている。	学校給食衛生管理基準に基づき諸帳簿の管理を適切に行っている。			
			衛生管理責任者として、課題解決に向けた衛生管理指導を行っている			
学校給食管理	学校給食における危機管理	学校給食における食中毒防止や異物混入防止、食物アレルギー対応等について理解して環境整備を行う。	危機管理の未然防止の重要性を理解し、日頃から安全な給食管理に努めている。			
			国や県、市町村等の対応指針に基づき、適切な食物アレルギー対応に努めている。			
食に関する指導	食に関する指導	学校給食目標に基づいた食に関する全体計画を提案するとともに、教育課程を理解し、学校給食を教材として活用した食に関する指導を行う。	危機発生時の対応について理解し、対応することができる。			
			学校教育目標を踏まえて、食に関する指導の全体計画①②を計画し、学級担任と連携した計画的に実施に努めている。			
食に関する指導	食に関する指導	教科等における食に関する指導	教科等で取り上げられた食に関する学習内容と学校給食と連携させた食に関する指導の実施に努めている。			
			伝統的な食文化や行事食、食品の産地や栄養的な特徴等の指導や資料提供の実施に努めている。			
食に関する指導	食に関する指導	教科等における食に関する指導	各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を理解して、「食育の視点」を位置付けた授業を連携して実施している。			
			授業の連携の際に、専門性を生かして、児童生徒にわかりやすい資料提供に努めている。			
食に関する指導	食に関する指導	個別的な相談指導	配慮の必要な児童生徒に対して、教職員や保護者と連携を図りながら適切な指導に努めている。			
			個別的な相談指導の際に、児童生徒や保護者に対して専門性を生かした具体的な資料の提示に努めている。			
研修・調査研究等	研修・調査研究等	児童生徒の実態把握に努めるとともに校内外の研修や研究会に積極的に参加して、給食管理や食育に生かす。	児童生徒の食に関する実態把握に努め、課題解決に向けた給食管理や食に関する指導に努めている。			
			校内外の研究会に積極的に参加し、専門性の資質向上に努めている。			

【栄養教諭の専門性としてのセルフチェックのまとめ】